

業界団体による産業保安に関する行動計画に盛り込むべき事項（案）

1. 産業事故の発生状況及び原因

（１）事故の発生状況

過去の一定期間（５年、１０年）において、業界において発生した産業事故。なお、重大な保安管理義務違反等が発生していれば記述。

（２）事故の発生原因

産業事故の発生した直接的な原因、背景や根本的な原因。

2. 産業保安の取組み

（１）会員企業が実施する取組みのガイドライン

① 企業経営者の産業保安に対するコミットメント

企業経営者の産業保安に対する基本理念や基本的な方針に関するコミットメント。設備の補修や保安に係る人材に対する資源配分の方針等を含む。

② 産業保安に関する目標設定

産業の保安に関する明確な目標の設定。

③ 産業保安のための施策の実施計画の策定

産業保安のための施策の実施計画の策定。実施計画には、最近の重大事故を踏まえたリスクアセスメントの実施、人材育成のための教育訓練や設備の老朽化対策としての設備の腐食等への対応、過去の事故の教訓を産業事故防止に活用するための他企業の重大事故の教訓を踏まえた対応、さらには事故に関する情報提供等を含む。

④ 評価

目標や施策の実施状況についての調査及び評価。

⑤ 自主保安活動のさらなる促進に向けた取組み

自主保安活動のさらなる促進に向けた産業保安に携わる従業員の動機付けのための取組み（例えば、表彰制度等）や安全文化の向上に向けた取組み。

（２）業界団体が実施する取組み

業界における産業事故の発生状況や原因等を踏まえ、会員企業が実施する産業保安活動を支援するための業界団体による取組み。以下は具体例。

- ① 業界内外で発生した事故の原因や教訓の共有
- ② リスクアセスメント能力、危険予知能力等、産業保安に必要と考えられる能力について企業が実施する教育訓練の支援
- ③ 企業の産業保安活動に関するベストプラクティスの共有
- ④ 企業が実施する安全文化の向上に向けた取組みの支援

3. 自然災害による産業事故の発生防止に向けた取組み

将来の自然災害の発生による産業事故の防止に向けて、業界団体としての取組み。

4. 行動計画の取扱い

当該行動計画についての公表やフォローアップの実施等に関する取扱い。